

議案第 8 1 号

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）が改正され、国の選挙運動公費負担の限度額が引き上げられました。この改正に基づき、本町の選挙運動公費負担の限度額の引き上げを行うには、条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確</p>

認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであること

認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであること

につき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

につき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

○選挙運動公費負担制度

候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に、選挙運動に伴う自動車の使用、ビラ・ポスターの作成に関する経費を条例で定められた限度額の範囲内で、町が負担する制度

○種類及び金額

上段：__ 改正後

下段：() 改正前

1. 選挙運動用自動車

契約の種類		1 日上限額	選挙運動日数	1 人当たり 上限額	備考
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500 円	5 日	322,500 円	
個別契約（個別方式）	自動車借入契約	<u>16,100</u> 円 (15,800)	5 日	<u>80,500</u> 円 (79,000)	
	燃料供給契約	<u>7,700</u> 円 (7,560)	5 日	<u>38,500</u> 円 (37,800)	
	運転手雇用契約	12,500 円	5 日	62,500 円	

2. 選挙運動用ビラ

選挙の区分	1 枚当たり 上限単価	上限枚数	1 人当たり 上限額	備考
町長選挙	<u>7.73</u> 円 (7.51)	5,000 枚	<u>38,650</u> 円 (37,550)	
町議会議員選挙	<u>7.73</u> 円 (7.51)	1,600 枚	<u>12,368</u> 円 (12,016)	

3. 選挙運動用ポスター

ポスター 1 枚当たりの単価 = (印刷費：541.31 円 × ポスター掲示場数 + 企画費：316,250 円) / ポスター掲示場数
 (525.06) (310,500)

1 枚当たり 上限単価	ポスター掲示場数	1 人当たり 上限額	備考
<u>2,679</u> 円 (2,624)	148 枚 (R4 参院選時)	<u>396,492</u> 円 (388,352)	